様式第１号

# ○○公園コミュニティパーク運営委員会規則

（名称）

第１条 この委員会は、コミュニティパーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき設置されるものであり、○○公園コミュニティパーク運営委員会（以下「委員会」という。）という。

（所掌業務）

第２条 委員会は、○○公園を地域にとって使いやすい魅力的な公園とすることで、地域コミュニティの活性化を推進するため、要綱に規定する業務を行うものとする。

（組織）

第３条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

（１） 会長 １名

（２） 副会長 １名

（３） 会計 若干名

（４） 会計監事 若干名

（５） 委員 任意

２ 会長は、委員会を代表し会務を掌理する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき或いは欠けたときは、その職務を代理する。

（その他）

第４条 その他必要な事項は、委員会において協議し決定するものとする。

附則

この規則は、　　年　　月　　日から施行する。